



平成28年 8 月12日 開会

平成28年 8 月12日 閉会

平成28年 8 月定例会

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

会 議 録

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

岡山県後期高齢者医療広域連合議会平成28年8月定例会会議録目次

広域連合議会の開催（招集告示）について……………	1
議案の送付について……………	2
追加議案の送付について……………	3
運 営 予 定 表……………	4
議 事 日 程……………	5
会議に付した事件……………	5
監査結果報告一覧表……………	6
出席・欠席または遅参・早退した議員……………	7
出席した説明員……………	7
出席した書記……………	7
開 会 宣 言……………	8
広域連合長あいさつ……………	8
報 告……………	9
日程第1 議席の指定について……………	9
日程第2 会議録署名議員の指名について……………	9
日程第3 会期の決定について……………	10
日程第4 一般質問……………	10
• 18番 羽場 頼三郎君……………	10
事務局長 猶村 勲君……………	11
• 18番 羽場 頼三郎君……………	12
事務局長 猶村 勲君……………	13
• 5番 西中 純一君……………	13
広域連合長 黒田 晋君……………	15
事務局長 猶村 勲君……………	15
• 5番 西中 純一君……………	16
事務局長 猶村 勲君……………	16
日程第5 議案第10号……………	16
広域連合長 黒田 晋君（提案説明）……………	17
事務局長 猶村 勲君（提案説明）……………	17
採 決……………	18
日程第6 議案第11号・議案第12号……………	18
広域連合長 黒田 晋君（提案説明）……………	18
事務局長 猶村 勲君（提案説明）……………	19
採 決……………	22
日程第7 議案第13号・議案第14号……………	22
広域連合長 黒田 晋君（提案説明）……………	22
事務局長 猶村 勲君（提案説明）……………	23
• 5番 西中 純一君（質疑）……………	24

事務局長	猶村 勲君	2 4
・ 5 番	西中 純一君	2 5
広域連合長	黒田 晋君	2 5
採 決		2 5
日程第 8	議案第 1 5 号	2 6
広域連合長	黒田 晋君 (提案説明)	2 6
採 決		2 7
日程第 9	議案第 1 6 号	2 7
広域連合長	黒田 晋君 (提案説明)	2 7
採 決		2 8
日程第 1 0	議案第 1 7 号	2 8
広域連合長	黒田 晋君 (提案説明)	2 8
採 決		2 9
日程第 1 1	議案第 1 8 号	2 9
広域連合長	黒田 晋君 (提案説明)	2 9
採 決		2 9
日程第 1 2	発議第 1 号	3 0
・ 1 6 番	杉本 美智子君 (提案説明)	3 0
・ 1 7 番	尾高 誉久君 (討論)	3 1
・ 1 8 番	羽場 頼三郎君 (討論)	3 1
採 決		3 2
日程第 1 3	発議第 2 号	3 2
・ 1 6 番	杉本 美智子君 (提案説明)	3 3
・ 2 番	田辺 昭夫君 (討論)	3 3
・ 1 8 番	羽場 頼三郎君 (討論)	3 4
採 決		3 5
閉 会 宣 言		3 5
一般質問発言通告一覧表		3 6
議案質疑発言通告一覧表		3 6
討論発言通告一覧表		3 6
会議録署名議員		3 7

岡 広 議 第 8 号
平成 2 8 年 7 月 2 6 日

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 様

岡山県後期高齢者医療広域連合議会
議 長 宮 武 博

岡山県後期高齢者医療広域連合議会平成 2 8 年 8 月定例会
及び全員協議会の開催について

このことについて、別紙写しのとおり、広域連合長より岡山県後期高齢者医療広域連合議会平成 2 8 年 8 月定例会が招集されたのでお知らせします。

岡山県後期高齢者医療
広域連合告示第 1 8 号
平成 2 8 年 7 月 2 6 日

平成 2 8 年 8 月 1 2 日（金曜日）午後 1 時 1 5 分、岡山県後期高齢者医療広域連合議会平成 2 8 年 8 月定例会を岡山県市町村振興センター 5 階大ホールに招集する。

岡山県後期高齢者医療広域連合長 黒 田 晋

岡 広 総 第 6 1 号
平成28年 7月26日

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 様

岡山県後期高齢者医療広域連合長 黒 田 晋

議案の送付について

岡山県後期高齢者医療広域連合議会平成28年8月定例会に提出する次の議案を、別紙のとおり送付します。

記

- 議案第10号 専決処分の承認を求めることについて
(平成27年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計
補正予算(第3号))
- 議案第11号 平成27年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算
- 議案第12号 平成27年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計
歳入歳出決算
- 議案第13号 平成28年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
(第1号)
- 議案第14号 平成28年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計
補正予算(第1号)
- 議案第15号 岡山県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する
条例の一部を改正する条例
- 議案第16号 岡山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山
県市町村総合事務組合規約の変更について

岡 広 総 第 7 2 号
平成28年8月12日

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 様

岡山県後期高齢者医療広域連合長 黒 田 晋

追加議案の送付について

岡山県後期高齢者医療広域連合議会平成28年8月定例会に提出する次の議案を、別紙のとおり追加送付します。

記

議案第17号 岡山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について

議案第18号 岡山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について

平成28年8月定例会運営予定表

月 日	曜	時 間	会 議	摘 要
8月12日	(金)	午後1時15分	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・議席の指定について ・会議録署名議員の指名について ・会期の決定について ・一般質問 ・議案の上程・採決 ・発議の上程・採決

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

平成28年8月定例会議事日程

平成28年8月12日（金） 午後1時15分開議

日程番号	会議に付する事件
第 1	議席の指定について
第 2	会議録署名議員の指名について
第 3	会期の決定について
第 4	一般質問
第 5	議案第10号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）） （上程・採決）
第 6	議案第11号 平成27年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算 議案第12号 平成27年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 （上程・採決）
第 7	議案第13号 平成28年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号） 議案第14号 平成28年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） （上程・採決）
第 8	議案第15号 岡山県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例 （上程・採決）
第 9	議案第16号 岡山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山県市町村総合事務組合規約の変更について （上程・採決）
第10	議案第17号 岡山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について （上程・採決）
第11	議案第18号 岡山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について （上程・採決）
第12	発議第1号 岡山県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の議員報酬及び報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 （上程・採決）
第13	発議第2号 岡山県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の議員報酬及び報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 （上程・採決）

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

平成28年8月定例会監査結果報告一覧表

番号	受付月日	件名
1	28.3.29	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成28年 2月分例月出納検査結果報告
2	28.4.19	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成28年 3月分例月出納検査結果報告
3	28.5.24	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成28年 4月分例月出納検査結果報告
4	28.7.1	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成28年 5月分例月出納検査結果報告

出席・欠席または遅参・早退した議員の番号・氏名

議席 番号	氏 名	出席 欠席	遅参 早退	議席 番号	氏 名	出席 欠席	遅参 早退
1	平野 敏弘	出席		10	太田 昇	欠席	
2	田辺 昭夫	〃		11	友實 武則	出席	遅参
3	小椋 晶志	〃		12	大森 直徳	〃	
4	貝阿彌 幸善	〃		13			
5	西中 純一	〃		14	大内 恒章	出席	
6	宮武 博	〃		15	山野 通彦	〃	
7	石垣 正夫	〃		16	杉本 美智子	〃	
8	武久 顕也	〃		17	尾高 誉久	〃	
9	吉村 武司	欠席		18	羽場 頼三郎	〃	

説明のため出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
広域連合長	黒田 晋	業務課長	岩田 辰晴
副広域連合長	近藤 隆則	業務課資格賦課班長	藤井 正俊
事務局長	猶村 勲	業務課給付班長	池田 信一

職務のため出席した書記の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
書記長	森川 陽介	書 記	湯浅 浩司
書 記	鈴木 晃和		

会議場所 岡山県市町村振興センター 5階 大ホール

開会宣言

○議長（宮武 博君）

それでは、本日、岡山県後期高齢者医療広域連合議会平成28年8月定例会が招集されましたところ、皆様方には御多用のところ、御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は14人です。吉村議員、太田議員からは欠席届が出ております。また、友實議員からは遅れてくるとの連絡を受けておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、定数は達しておりますので、これより岡山県後期高齢者医療広域連合議会平成28年8月定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

広域連合長あいさつ

○議長（宮武 博君）

広域連合長の発言の申し出がありますので、許可いたします。

広域連合長。

○広域連合長（黒田 晋君）〔登壇〕

本日、8月定例会を招集したところ、議員の皆様方には大変お忙しい時期にもかかわらず御出席をいただき、まことにありがとうございます。

開会に当たりまして、議長にお許しをいただき、一言ごあいさつを申し上げます。

まず、熊本地震や各地の豪雨により被害を受けた方々に心よりお見舞いを申し上げます。また、猛暑により熱中症で搬送される人が多数に上っている状況も大変憂慮すべきことです。

さて、我が国の医療保険制度につきましては、国民健康保険が平成30年度より財政運営の主体を県とすることで準備が進められております。後期高齢者医療制度においては、現時点では大きな変更は示されておらず、現行の後期高齢者医療制度を維持することとなっております。今後の予定や問題点として、被保険者の増加と医療給付費の伸びへの対応としての適正化事業、マイナンバー制度に関してシステム変更など処理を要する事項がございます。安定した制度運営を行うために、市町村等と連携して進めていきたいと思っておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

さて、本日の定例会において御審議を賜ります案件は、執行部から、専決しました平成27年度補正予算案件が1件、平成27年度決算案件が2件、平成28年度補正予算案件が2件、条例案件が1件、岡山県市町村総合事務組合の規約変更の案件が1件、副広域連合長及び監査委員の選任案件が2件あり、提出させていただいております。それぞれ御説明を申し上げますので、何とぞ慎重に御審議の上、御承認を賜るようお願いを申し上げます。

〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、ありがとうございました。

報 告

○議長（宮武 博君）

この際、御報告申し上げます。

閉会中に、町村長区分から選出されました山崎親男議員から辞職願が提出され、7月21日付で許可をいたしましたので、会議規則第139条第2項の規定により報告をいたします。

また、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく、平成28年2月分から5月分までの例月出納検査結果の報告がありました。事務局に保管をしておりますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、本日の議事日程は、あらかじめお手元にお配りしておりますとおりであります。

日程第1 議席の指定について

○議長（宮武 博君）

日程第1、「議席の指定について」を行います。

会議規則第4条第2項の規定により、新たに当選されました武久顕也議員の議席を8番に、太田昇議員の議席を10番に指定いたします。

議席一覧表

1	平野 敏 弘	10	太田 昇
2	田辺 昭 夫	11	友實 武 則
3	小椋 晶 志	12	大森 直 徳
4	貝阿彌 幸 善	13	
5	西中 純 一	14	大内 恒 章
6	宮武 博	15	山野 通 彦
7	石垣 正 夫	16	杉本 美智子
8	武久 顕 也	17	尾高 誉 久
9	吉村 武 司	18	羽場 頼三郎

日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（宮武 博君）

日程第2、「会議録署名議員の指名について」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、大内議員、山野議員を指名いたしま

す。

日程第3 会期の決定について

○議長（宮武 博君）

日程第3、「会期の決定について」を議題といたします。

お配りいたしております本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日限りと決定をいたしました。

日程第4 一般質問

○議長（宮武 博君）

日程第4、「一般質問」を行います。

質問の通告がございますので、順次発言を許可いたします。

18番、羽場議員。

○18番（羽場 頼三郎君）〔登壇〕

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

先ほどの連合長の話にもございましたが、この後期高齢者の医療につきましては、その医療費の抑制というものが一つの大きな課題だというふうに思っております。制度の維持のためにも広域連合にかかる負担が軽減されなければならない。また同時に、被保険者の生命と健康維持を図る必要がある。そうした点から常に広域連合の事業のあり方についても我々把握し、またチェックをしていかなければならないものと考えております。

さて、その中で第一番に、これまでも取り上げてまいりましたが、ジェネリック医薬品の推進につきましてお聞きをしたいと思います。今回これまでの提案も含めて、これに応じて広域連合も実際に取り組みを開始したことは非常に評価をしたいと思います。その実績とそれから効果ですね、また今後の取り組みについてお聞きをしたいと思います。

まず、この方法ですけれども、個々の患者についてどのような薬をどれくらい使っているのかを把握した上で通知書を送っているはずだと思います。ジェネリック医薬品を使えば幾ら薬剤費が下がるか、その基準があると思いますが、その範囲を示していただきたいと思います。また、それにより実際幾ら下がったのか。また、これにかかった経費は幾らなのか。これ、岡山市の例で申し上げますと、この郵送費とそれから発送の委託で240万円かかり、大体1,140万円程度の削減ができているということでございますので、当広域連合もどういう効果が出るかということをお示し願いたいと思っております。

また、高齢になるほど薬剤費がかかり、その利用薬剤によっては医療費削減の効果もあらわれやすいと思われまますので、今後の取り組みについてはどのようになっているのかお

示しを願いたいと思います。

そして次に、肝炎のウイルス検査についてでございますが、肝がんですね、肝がんでの死亡者は全国で年間約3万人、岡山県では約600人となっているそうです。その8割が肝炎から肝硬変、そして肝がんというふうになると言われておりまして、早期発見、早期治療が必要です。といいますのも、肝臓というのは沈黙する臓器と言われてるように、肝炎にかかっている、その自覚症状というのがまずあらわれない。あらわれたときには相当進んでいるということでございますから、それも考えると、早期発見のためには、そうしたチェックが必要だということで、その検査も、私がお聞きしたところによりますと血液検査のみで済みますし、経費などの負担も非常に軽い。

早期に発見すれば、適切な健康管理、治療で完全に治すことも可能であり、肝硬変や肝がんに悪化するのを防ぐことができる。年をとったから病気になっても仕方がないという考えでは、これはいいわけじゃありませんので、そうじゃなくて、この肝炎のウイルス検査というものを実施する効果は非常に大きいんじゃないかと思います。B型肝炎ウイルスでは特別な場合には感染することもあるようですが、日常生活では感染しないということが報告されておりますので、そうなりますと、この検査は一度受ければよいそうでございます。この検査の奨励にはどのような手を打っているのか、また各自治体の動向について把握をされているのかどうかお聞きをしたいと思います。

そして次に、検査で陽性になった場合のフォローアップはどうなっているのかお聞きをいたします。

そして、最後、がん検診についてですが、がんの早期発見、早期治療もこれも取り組まなければならない課題だと思います。まず、胃がんの検診が隔年になったというふうにお聞きをしているんですが、それはなぜなのか、この理由を明らかにしていただきたいと思います。そしてまた、隔年になったために逆に相当な費用が浮くということも考えられますので、その浮いた費用といいますか、そういうものは、じゃあ何かほかのものに使われるのかどうかということで、どうなっているのかお聞かせを願いたいと思います。

そして、70歳以上の自己負担額が全て1割になったというふうにお聞きしてるんですが、これはどうしてなのか。これは明らかにしていただきたいなと思います。年をとったから、もう検査してもらわなくてよいというようなことはないと思うんですが、そういうお考えなのか。また、効果が薄いとしても、しても効果が薄いんじゃないかという判断なのか。それとも、また別の理由があるのか。そのあたりをお聞かせ願いたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）〔登壇〕

羽場議員の御質問に順次お答えいたします。

まず、ジェネリック医薬品の利用促進についてでございますが、リーフレットやジェネリック医薬品希望カードに関しましては、今までも年齢到達時の機会などにあわせて送付いたしております。また、医薬品差額通知を本年度から開始することとして、200円以上差額を生じるものを対象とし、9月末に約2万1,600人に通知する予定でただいま準備中です。

ジェネリック医薬品利用の推進に要する経費として、本年度では986万円程度を見込んでおりますが、データの準備や分析等に数カ月かかるため、現時点では詳細な件数あるいは差額効果が把握できておりません。こうした差額通知等の効果が判明するのは年度末となる予定でございますので、その内容を踏まえて、今後とも引き続きこうした事業を展開していきたいというふうに考えております。

次に、肝炎検査でございますが、肝炎検査は健康増進法等に基づき、県が主体となって市町村が実施しているものであります。肝炎ウイルスの感染は、母子感染のほか、性交渉やピアス穴あけ器等の血液が付着する器具の共有が経路となっていると言われており、若い世代において感染する危険性が高いものでございます。こうしたことから、広域連合では具体的な対応はしてございません。なお、肝炎検査は、県と政令市の保健所が主体となり無料検査やフォローアップ事業を実施しております。

胃がんにつきましては、平成28年2月の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」、これが改正になり、胃がん検診が隔年になりました。がん検診が隔年になったことによりまして、高齢者の検診における身体的負担の軽減等も期待できますが、がん検診につきましても、市町村ががん対策基本法等により負担額も含めて自主的に判断し実施しており、広域連合としてはこのことに具体的なお答えはできかねるところでございます。なお、がん検診は、ほとんどの市町村で健康診査と同時診査としているケースが多く、がん検診の自己負担額について実態は把握しておりません。

以上でございます。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、ありがとうございました。

18番、よろしい。

○18番（羽場 頼三郎君）

はい、1つだけ。

○議長（宮武 博君）

はい、羽場議員。

○18番（羽場 頼三郎君）

はい。御答弁ありがとうございます。

最初のジェネリックについては、これはこれから9月実施だそうですので、これは関心を持って見守るしかないなと思います。できるだけ早く、どういうふうな効果があるのかということは、なるべく我々にも早目に知らせていただきたいなと思います。

そして、肝炎の検査ですが、これは先ほどお答えがありましたので特にはありませんが、こういった検査とか、それからがんの検診もそうなんです、やはり早期発見、早期治療ということが結果的に医療費の削減にもつながるということで、常にこういう意識を持って取り組んでいただきたいなと思います。

先ほど、これ、よく私もわからなかったんですが、この70歳以上の負担額ですね、これについては、どういう方針で今後どうやっていくつもりなのか。例えば、負担が増えていくのかどうかといったところが気になるところなので、その辺の見通しがわかれば教えていただきたいなと思います。

それから、これはもう一つ聞いた話なんです、この後期高齢の医療の件だけじゃない

かもしれませんが、保険のあり方として、そういうことが今後、先ほども申し上げましたが、そういう形が、例えばですよ、1割が1割5分になる、また2割になるとかといった、そういうおそれといいますかね、そういうのがあり得るのかどうか。ちょっと先ほどの質問にダブるかもしれませんが、その辺のところの見通しについて教えていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（宮武 博君）

はい、事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）

すみません。確認させてください。保険の窓口負担の前は何の負担の話でしたかね。早期発見、早期治療が大切だということの後に言われた負担は何の負担のことでしたかね。

○18番（羽場 頼三郎君）

被保険者の負担の話です。

○事務局長（猶村 勲君）

被保険者の負担。

○18番（羽場 頼三郎君）

はい。

○事務局長（猶村 勲君）

すみません。ジェネリックについてどんな効果があるかというのは、きっちりして判明をしたところで広報等、ホームページ等でもお知らせしたいというふうに思います。

それから、医療費が増加することに伴いまして、被保険者の負担ということですが、これは保険料の算定等にもかかわってきますし、窓口負担の問題も出てきます。保険部会のほうで検討はされておりますが、大きな問題は総合的に医療費が大きくなると、増大するというこの問題の中で、公費もありますけれども、若年層からの支援金、若年層というのは働く世代からの負担が大きいというのが一つの大きな背景にあるというふうになると聞いております。

高価な薬ができて今ちょっと問題になっておりますけれども、そういったこと、あるいは75歳以上の方が多くなるということで、医者にかかりやすくなる、医療費が増えるという傾向はこれは続くというふうに考えられます。

○議長（宮武 博君）

はい、よろしい。

はい、それでは以上で羽場議員の質問は終わります。

次に、5番の西中議員。

○5番（西中 純一君）〔登壇〕

失礼します。では、私は2問、質問をさせていただきたいと思っております。

1つは、今、同僚議員からも若干言われたようでございますが、96回の社会保障審議会ですか、その医療保険部会でいろいろとこの検討がされているというところでございます。これはその前に行われている昨年末の経済財政諮問会議、そういうアクションプログラムと、そういうふうなものの決定も受けて、今高額療養費制度と医療保険における後期高齢者の窓口負担のあり方について検討をしているというところでございます。それで、高

額療養費制度については、もう今年末に方向性を出すのではないかというふうにも言われております。

その内容でございますが、前期の高齢者、つまり70歳から74歳の患者の皆さんというものが今窓口負担が1割負担であったわけでございますが、これを平成26年度以降、新規70歳の該当から順次2割に引き上げられてきているということでございます。そして、最終的には平成30年度には、この前期高齢者の1割負担というのはなくなってまいります。そういう事態を受けて、今政府が後期高齢者の医療費の窓口負担を2割に上げようと、そういうふうなことをしているわけでございます。この2割負担というものは、老人医療費の無料化以来の高齢者医療制度、この歴史から見ても大改悪となるものじゃないかと思っております。

高齢者にとって病状悪化につながる危険な受診の手控えを生んで、金の切れ目が命の切れ目というふうになってしまうということでございます。ちなみに、いろいろな団体が調べたところによりますと、例えば全日本民医連というところが今年3月22日に発表したところによりますと、お金がなくて受診が遅れて医療機関にかかれなくて、それで亡くなった、そういう事例調査では、2015年度に63人が亡くなられたと。そのうち4人が後期高齢者だったということでございます。そういうふうな事例がある。

また、私がちょっと関係しておりました保険医協会というところの連合会、全国保険医団体連合会、保団連というところがあります。開業医の団体です。その調べによりますと、半年間に経済的理由による治療中断があったと、そういう医療機関が2015年度40.9%に上っていると。75歳以上の2割負担への引き上げには73%の医療機関が受診抑制につながるというふうに懸念を表明しているということ。これも3月31日に発表があったということでございます。

ぜひともこういう中で連合長として意見の表明を行ってほしいということでございます。高齢者の医療の質が低下しないよう、そういう広域連合の協議会というんですか、連絡会というんですか、そういうもので窓口負担の2割への引き上げと、これはもう高齢者の医療そして命を切り捨てるものだ。本当に憲法25条というものがありますから、健康で文化的な生活を最低限度保障するという憲法がありますが、そういうものをぜひ国に守ってもらって、ぜひそういう医療費の窓口負担の2倍化は中止するべきだと、そういうふうな意見の表明をするべきだと思います。そういう関係の場所で、そういう意見の表明をぜひお願いしたいというのが第1番目のことでございます。

それから、次の2番目ですね、特定健診の受診率向上について、これについては今回の決算のこの関係書類によりますと、平成26年度が9.9%だったものが平成27年度は13.2%にこの岡山県の広域連合の特定健診の受診率が伸びているということでございます。その決算審査意見書にも健診を市町村と連携して効果的な取り組みとするようにと、そういう要望が強調されているところでございます。

さて、同僚議員にまたお聞きしたところによりますと、倉敷市のこの健診の状況では、服薬中でも医師と相談すれば可能であると、そういう健診の条件を緩和する明確な指示を出したところ、平成26年の受診率が5.41%、それが最終的には、これ、見てみますと11.36%に倍増したということでありまして。そのように他の市町村でも、そういう向上したところもあるのではないかと思います。他の市町村ではどうなっているのか、その状況を教えて

いただければありがたいかなと思います。

ちなみに、ちょっと余談になりますけど、和気町ではこういうふうな特定健診の、これ、前期高齢者の分ですけれども、前1,000円が負担だったんですけど、一部負担、これ、無料にしたところで、やはりかなり伸びているということで、和気町の場合は個別健診でやっております、国保の人間ドックも7,000円できるというふうなことで、そういう健診の率が上がっているように大体聞いておるところでございます。

そして、広域連合として明確にこの受診要件を緩和、つまりこの中に問診欄に現在AからCの薬を飲まれていますかというふうな、血圧を下げる薬、インシュリン、コレステロールを下げる薬等々を書いております。そういうふうなところですね、受診要件を緩和、この問診票の薬を飲んでいますかというところをぜひ緩和をするような、そういう明確な指示を出して、服薬中となっても医師と相談してよければよいというふうに出せば受診率向上につながるし、そうすべきだというふうに思います。長野県の広域連合のように爆発的に受診率が上がり、健康増進そして医療費抑制にもこれが将来的にはつながっていくのではないのでしょうか。ぜひ検討よろしく願いいたします。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、広域連合長。

○広域連合長（黒田 晋君）〔登壇〕

社会保障審議会医療保険部会で後期高齢者の窓口負担を2割に引き上げることを検討であるが、高齢者の医療も生活も破壊するもので、広域連合連絡会等で意見表明をしてほしいという西中議員からの御質問であります。

後期高齢者医療制度は定着をしておりますが、持続可能な医療制度を維持するための検討が現在続けられているところであります。

医療保険部会では、支援金を拠出している現役世代の負担が増えていることを背景にして、高齢者の窓口負担のあり方が議題となっております。この部会において、全国の広域連合長を代表する横尾会長は、特に低所得者の方々への軽減措置、その改善、改正については十分な検討をぜひ慎重にお願いしたいと発言をされています。今までも負担の軽減については広域連合協議会を通じて国へ要望してまいりましたが、今後の検討状況に応じては重ねて要望していく場合もあると考えております。

以上お答えといたします。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）〔登壇〕

健診についてお答えいたします。

倉敷市と同様の運営を行っている県内の市町村、この受診率を同様に比較してみましたところ、微増傾向はあるものの倉敷市と同様の増加までは示しておりません。

健診の主な目的である生活習慣病を原因とするような高血圧症あるいは糖尿病などの治療や服薬中の方は、お医者さんが全身の検査を行った後、治療のために必要な検査を定期的に行っているということ、それから重ねての検査による高齢者の方への負担増もあり、必ずしも改めて健康診査をする必要性は薄いというふうに考えております。このことから、運用上、受診要件自体、お医者さんが相談して受けてもいいということであればという、

そういった条件の緩和は認めておりますけれども、一方的に指示できかねるというのが実情でございます。

受診率の向上につきましては、引き続き市町村と協力しながら、広報であったり、対象の選別、推進などを積極的に進め、受診率の向上に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、5番、西中議員。

○5番（西中 純一君）

はい、大体わかりました。ぜひとも連合長、前向きに弱者対策というか、急にそういう悪化しないように条件を整えるというんじゃないかと、ぜひ抜本的に今の状況を継続するというんですかね、2割負担というのはもう本当にこれ、介護保険のほうもそういうふうな動きがあるというふうなことで、本当に逃げる場所がもう高齢者がいないというふうな状況だと思います。ぜひともそういう今の本当皆保険制度を守るような、守って医療条件を悪化させないように、高齢者の命を守っていただくようにぜひ要望を重ねてお願いするところでございます。

それから、健診については、やはりやっても余りそう変わってないんじゃないかというふうな答弁だったと思うんですけれども、やり方が個別受診とそれから集団検診と、いろいろなやり方があるわけでございます。ぜひともそういう問題についても研究してもらって、何らかのそういう示唆といえましょうか、統一的にやるというのはもう市町村もそれぞれいろいろ事情があると思うんで無理だと思うんですけど、そういうことについても検討していただいて、ぜひ健診率が上がるようにぜひともお願いしたいと思います。何か御答弁がありましたら、よろしく申し上げます。

○議長（宮武 博君）

はい、事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）

健診につきまして、おっしゃられました個別、集団それぞれのやり方がありまして、市町村との、お医者さんとの関係とかいろいろございますけれども、健診率が上がるという点につきましては、みんなが期待しているところでございますので、何らかの研究あるいは相談等を受けてまいりたいというふうに考えております。

○議長（宮武 博君）

はい、5番、西中議員、よろしい。

○5番（西中 純一君）

はい。

○議長（宮武 博君）

はい、それでは西中議員の質問は終わりました。

以上で通告を受けました一般質問は全て終了いたしました。一般質問を終わります。

日程第5 議案第10号「専決処分の承認を認めることについて

て（平成27年度岡山県後期高齢者医療広域連合後
期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））」

○議長（宮武 博君）

日程第5、議案第10号「専決処分の承認を認めることについて（平成27年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））」を議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（黒田 晋君）〔登壇〕

ただいま上程いただきました議案第10号「専決処分の承認を求めることについて（平成27年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））」の補正予算につきましては、27億1,020万7,000円を減額し、2,630億156万8,000円とするもので、保険給付費等の年度最終見込みによる、それぞれの療養費などの確定に伴うものなどでございまして、平成28年3月31日に専決処分を行ったものでございます。

詳細につきましては事務局から補足の説明をさせますので、よろしく御審議を賜り承認いただきますようお願い申し上げます。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、ありがとうございました。

それでは、事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）〔登壇〕

平成27年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について補足説明をいたします。

予算書の8ページをお願いします。

歳入の主なものでございますが、第1款市町村支出金第1項市町村負担金第2目保険料等負担金は市町村で徴収する皆様からの保険料の確定見込みによるもので4億3,471万7,000円の減額、第2款国庫支出金第1項国庫負担金は、療養給付費等負担金で15億7,939万3,000円の追加、高額医療費負担金7,531万9,000円の減額、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金6,163万2,000円の追加、第2項国庫補助金は第1目調整交付金6億9,336万円の追加、第2目保健事業費補助金1,182万8,000円の追加、次ページですが、第4目特別高額医療費共同事業費補助金1,990万9,000円の追加、第3款県支出金第1項県負担金で8億9,308万7,000円の減額、第4款支払基金交付金22億2,119万3,000円の減額、10ページの第5款特別高額医療費共同事業交付金3,534万9,000円の追加は、療養給付費等の最終見込みによる額の確定に伴うものでございます。

第7款繰入金第1項基金繰入金16億9,425万1,000円の減額は、国等への償還財源に充当を予定していたものでございますが、見込み確定に伴い減額するものでございます。

第9款諸収入第3項雑入は、交通事故等第三者からの納付金、医療機関や被保険者からの返納金で、2億1,188万7,000円を追加するものです。

次に、歳出は12ページ以降でございまして、主なものは、13ページの第2款保険給付

費第1項療養諸費で85億816万6,000円の減額及び第2項高額療養諸費の1,962万4,000円の減額、14ページ、第3項その他給付費、葬祭費2,635万円の減額は療養給付費等給付事業の最終見込み額の確定に伴うものでございます。第5款保健事業費3,294万1,000円の追加は、健康診査の実績に伴うものでございます。

15ページ、第6款第1項基金積立金58億6,477万3,000円の追加は、療養給付金の確定に伴い、国縣市町村並びに支払基金に精算返還するための財源として積み立てるものでございます。

以上で説明を終わります。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第10号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定をいたしました。

議案第10号については、質疑の通告はございません。これをもって質疑を終わり、討論に入ります。

討論の通告もございませんので、討論を終わります。

これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案どおり承認することに決定をいたしました。

日程第6 議案第11号・議案第12号

○議長（宮武 博君）

次に、日程第6、議案第11号「平成27年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」及び議案第12号「平成27年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」を一括議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（黒田 晋君）〔登壇〕

ただいま一括上程いただきました議案第11号「平成27年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」、議案第12号「平成27年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」につきまして、その概要の説明を申し上げます。

まず、一般会計は広域連合組織運営のための経費でございます。

歳入歳出決算書及び決算附属書 16 ページ、「実質収支に関する調書」のとおり歳入総額 6,341 万 2,000 円に対し、歳出総額 6,231 万円となり、差し引き額 110 万 2,000 円が実質収支額となっております。

次に、特別会計でございますが、特別会計は制度運営のための予算でございます。そのほとんどの支出が保険給付事業に要する費用でございます。

歳入歳出決算書及び決算附属書 42 ページ、「実質収支に関する調書」のとおり歳入総額 2,630 億 1,818 万円に対し、歳出総額 2,629 億 6,824 万 4,000 円で、差し引き額 4,993 万 6,000 円が実質収支額となっております。

詳細につきましては事務局から補足の説明をさせますので、よろしく御審議を賜り認定いただきますようお願いを申し上げます。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、ありがとうございました。

事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）〔登壇〕

議案第 11 号「平成 27 年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」について御説明いたします。

歳入歳出決算書及び決算附属書事項別明細書で主なものについて御説明いたします。

8 ページをお開きください。

歳入でございますが、一般会計歳入 6,341 万 2,513 円のうち、主なものは第 1 款分担金及び負担金でございます。収入済額は 6,087 万 5,000 円で、事務的経費を後期高齢者人口で按分し、県内市町村に負担をお願いしている負担金でございます。

第 2 款財産収入につきましては、財政調整基金の預金利子でございます。

第 3 款繰越金は前年度繰越金、第 4 款諸収入は預金利子及び嘱託職員労働保険料等個人負担分ほかの収入でございます。

第 5 款基金繰入金は、事務費不足分を財政調整基金から繰り入れたものでございます。

歳入については、歳入未済はございません。

次に、10 ページからの歳出でございます。

予算額 6,376 万円、支出済額 6,230 万 9,998 円、執行率 97.73%、不用額は 145 万 2 円でございます。支出額の主なものは、第 2 款総務費 6,161 万 4,341 円で、広域連合の組織運営に要した費用で、歳出決算のほとんどを占めるものでございます。

主なものとしたしましては、第 12 節役務費のうち銀行振り込みをするための手数料等で 1,313 万 1,331 円、次ページですが、第 19 節負担金補助及び交付金のうち職員派遣負担金は、総務課職員 4 名分で 3,055 万 5,834 円、施設負担金は事務所の利用及び電気代等の共益費用で 945 万 2,381 円などでございます。

16 ページ、実質収支に関する調書でございますが、歳入総額 6,341 万 2,000 円、歳出総額 6,231 万円、歳入歳出差し引き額は 110 万 2,000 円、翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支は 110 万 2,000 円となっております。

続きまして、議案第 12 号「平成 27 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」でございます。

事項別明細書により歳入、歳出の主なものを御説明いたしますので、歳入歳出決算書及び決算附属書 24 ページをお願いいたします。

歳入でございますが、第 1 款市町村支出金第 1 項市町村負担金のうち第 1 目事務費負担金は、所要の事務費を後期高齢者人口割合で市町村に負担を願っている負担金で 5 億 7,000 万円、市町村が徴収した保険料や基盤安定分の第 2 目保険料等負担金が 213 億 1,622 万 1,937 円、療養給付費の 12 分の 1 の定額負担である第 3 目療養給付費負担金が 204 億 3,147 万 6,013 円でございます。

なお、保険料の徴収で市町村における実質収納状況は、現年収納率 99.46%、滞納繰越分 37.59%、合計 98.84%で、1 億 9,163 万 2,199 円が収入未済、2,858 万 7,651 円が不納欠損額となっております。

次に、第 2 款国庫支出金 878 億 6,648 万 5,736 円のうち、第 1 項国庫負担金につきましては、療養給付費の 12 分の 3 の定率負担である第 1 目療養給付費等負担金 628 億 6,563 万 9,473 円とレセプト 80 万円超部分の 4 分の 1 負担の第 2 目高額医療費負担金 10 億 949 万 2,787 円、保険料軽減措置財源である第 3 目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金 14 億 2,697 万 1,483 円となっております。

第 2 項国庫補助金 225 億 6,438 万 1,993 円については、第 1 目調整交付金が 225 億 1,255 万 5,000 円、26 ページになりますけれども、健康診査に係る第 2 目保健事業費補助金 2,963 万 4,000 円、第 4 目特別高額医療費共同事業費補助金 1,990 万 9,993 円となっております。

続きまして、第 3 款県支出金でございますが、第 1 項県負担金は療養給付費の 12 分の 1 の定率負担である第 1 目療養給付費等負担金が 196 億 1,098 万 555 円、レセプト 80 万円超部分の 4 分の 1 負担の第 2 目高額医療費負担金 10 億 949 万 2,787 円でございます。また、第 2 項県補助金といたしまして、健康診査事業として 4,086 万 7,000 円が交付されております。

次ページになりますが、第 4 款支払基金交付金 1,025 億 8,171 万円は若年者層からの支援金でございます。

第 5 款特別高額医療費共同事業交付金 8,372 万 4,542 円は、レセプト 400 万円を超える特別高額医療費に対し、全国広域連合が拠出し、共同で医療費の補てんを行っているものからの交付金です。

第 7 款繰入金第 1 項基金繰入金では、第 1 目後期高齢者医療給付費準備基金繰入金を療養給付費等負担金の額の確定に伴う償還財源などとして 87 億 2,203 万 9,269 円、第 2 目後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金を特別軽減措置財源及び特別対策事業費分として 2 億 3,491 万 680 円を歳入いたしております。

30 ページになりますが、第 8 款繰越金 9,507 万 6,963 円は前年度繰越金でございます。第 9 款諸収入 4 億 4,426 万 451 円のうち、第 3 項雑入 4 億 3,758 万 6,877 円は交通事故等が要因である第三者からの納付金、自己負担割合の変更などに伴う返納金などによるものでございます。

以上が歳入における主なものでございます。

次に、32 ページ以降の歳出でございます。

予算額 2,630 億 156 万 8,000 円、支出済額 2,629 億 6,824 万 4,054 円、執行率 99.99%、不用額は 3,332 万 3,946 円でございます。

その主なものといたしましては、第1款総務費、第1目一般管理費5億3,541万1,476円の主なものは、医療費通知書等発送のための郵送料及び電算事務処理などの手数料の第12節役務費1億2,709万588円、医療制度システムの電算処理委託料などの第13節委託料1億9,905万6,041円、電算機器借り上げ料等の第14節使用料及び賃借料5,023万4,796円、業務課職員18名の職員派遣負担金、長寿・健康増進事業市町村補助金など第19節負担金補助及び交付金で1億4,164万4,259円、さらに第2目連合会負担金7,615万3,272円はレセプト点検、オンラインシステムなどに対する国民健康保険団体連合会負担金でございます。

次ページ、第2款保険給付費でございますが、医療機関に支払う本人負担以外の医療費やレセプト点検に係る第1項療養諸費2,360億1,998万1,654円、高額医療に対する給付金でございます第2項高額療養諸費107億230万4,814円、第3項その他医療給付費7億7,330万円につきましては葬祭費でございます。

第3款県財政安定化基金拠出金8,787万2,578円は、財政安定化基金への拠出金でございます。

次のページ、第4款特別高額医療費共同事業拠出金6,910万2,981円は、400万円を超える特別高額医療費の財源補てんのため全国の広域連合が拠出している基金への拠出金でございます。

第5款保健事業費1億9,055万3,000円は、市町村が実施している健康診査事業への市町村補助金でございます。

第6款基金積立金59億6,977万1,291円のうち、第1目後期高齢者医療給付費準備基金59億6,962万7,686円は、療養給付費等負担金精算償還のための財源として積み立てたものでございます。なお、第2目後期高齢者制度臨時特例基金は、特例軽減措置の財源として交付される翌年度分を積み立てていたものですが、平成27年度から当該年度分が歳入されるため、交付金を一度基金へ積むことはせず、利子分のみを積み立てております。

第8款諸支出金第1項償還金及び還付加算金第1目被保険者還付金2,741万2,850円は、賦課決定額の変更に伴い被保険者に還付したもの、38ページの第3目償還金85億1,547万9,438円は、国県市町村及び支払基金に療養給付費等負担金平成26年度分を精算するための償還金などでございます。

42ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額2,630億1,818万円、歳出総額が2,629億6,824万4,000円、歳入歳出差し引き額4,993万6,000円、翌年度に繰り越すべき必要な財源はございませんので、実質収支額は4,993万6,000円となっております。

最後の44ページの財産に関する調書でございますが、記載のとおりでございます。

以上で決算関係の説明を終わります。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、ありがとうございました。

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第11号及び議案第12号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定をいたしました。

議案第 11 号及び議案第 12 号について、質疑の通告もございません。これをもって質疑を終わり、討論に入ります。

討論の通告はございませんので、討論を終わります。

これより議案第 11 号及び議案第 12 号を採決いたします。

まず、議案第 11 号について採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第 11 号は原案どおりに認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。よって、議案第 11 号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議案第 12 号について採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 12 号は原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。よって、議案第 12 号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第 7 議案第 13 号・議案第 14 号

○議長（宮武 博君）

それでは次に、日程第 7、議案第 13 号「平成 28 年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）」及び議案第 14 号「平成 28 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」を一括議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（黒田 晋君）〔登壇〕

ただいま上程いただきました議案第 13 号「平成 28 年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）」の補正予算につきましては、240 万 3,000 円を追加し、6,719 万 3,000 円とするもので、情報セキュリティ対策及び公会計支援委託を実施するものでございます。

次に、議案第 14 号「平成 28 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」の補正予算につきましては、59 億 72 万 9,000 円を追加し、2,729 億 8,408 万 2,000 円とするもので、主に平成 27 年度の療養給付費等負担金額の最終確定による国・県・市町村等に精算するための償還金等を計上するものでございます。

詳細につきましては事務局から補足説明をさせますので、よろしく御審議を賜り御承認をいただきますようお願いを申し上げます。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、ありがとうございました。

はい、事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）〔登壇〕

議案第13号「平成28年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」について御説明いたします。

補正予算書5ページをお開きください。

歳入では、第5款繰入金、財政調整基金繰入金を充当します。歳出につきましては、第2款総務費、一般管理費でセキュリティ対策として内部事務のシステムをインターネットから切り離し、別にインターネット用の環境を整備しようとするもの及び公会計への取り組み支援の委託をしようとするものでございます。

次に、議案第14号「平成28年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について御説明いたします。

補正予算書6ページをお開きください。

まず歳入では、第1款市町村支出金第1項市町村負担金840万2,000円の追加は、平成27年度分療養給付費負担金確定に伴い、追加で負担していただくものでございます。

第2款国庫支出金第1項国庫負担金第3目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は、特例軽減措置のために交付されていたものですが、交付金から補助金に変更されたため全額減額し、見込み額を調整の上、第2項国庫補助金の第6目に組み替えしております。第2目保健事業費補助金663万2,000円は、健康診査の増加に伴うものでございます。

第3款県支出金663万2,000円の追加も同様のものでございます。

7ページ、第7款繰入金第1項基金繰入金58億9,644万9,000円の追加は、国・県・市町村等への返還額見込みによる償還財源とするための後期高齢者医療給付費準備基金からの繰り入れです。

次に8ページ、歳出につきましては、第1款第1項総務管理費50万8,000円の追加はマイナンバーに係る説明会参加旅費及びネットワーク回線新設の委託業務に伴うもの、第2款保険給付費は円滑運営臨時特例交付金の差額調整のための財源更正するもの、第5款保健事業費2,389万7,000円の追加は健康診査の増加及びフレイル対策を実施する市町村への補助金でございます。

第6款第1項基金積立金は、療養給付費の市町村負担金過年度分を積み立てるもの、第8款諸支出金第1項償還金及び還付加算金58億6,792万2,000円は、平成27年度分の療養給付費確定に伴う国・県・市町村等の精算返還金として償還をするものでございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、ありがとうございました。

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第13号及び議案第14号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議

の上、御決定願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定をいたしました。

議案第 13 号及び議案第 14 号について質疑を行います。

質疑の通告がございますので、発言を許可いたします。

5 番、西中議員。

○5 番（西中 純一君）

はい、議長、5 番、西中。

○議長（宮武 博君）

はい、西中議員。

○5 番（西中 純一君）〔登壇〕

議案第 14 号についてお尋ねをいたします。

6 ページの国庫支出金、国庫負担金、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金、これは特例軽減措置のためというふうに今説明をお聞きしました。これが 18 億 3,517 万 3,000 円をこれをゼロにして、逆に国庫支出金のところの 6 番、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金と、18 億 1,778 万円ですか、というふうに要するに若干誤差がありますが、特例軽減の措置だということですが、この本当の趣旨ですね、この点についてもう一度どういうところから出てきているのか、またそれでなぜこれを負担金を補助金に変えているのか。

補助金というものは、考えますと非常に薄まったといえますか、意義がかなり軽減されてきているのか、よく言われるわけですが、市町村国保の補助金は 80%ぐらいがあったんが、だんだん 40%とか 29%、だんだん下がってきて、それで市町村の国保が財政が悪くなってきたというふうな例があるわけがございます。そういうふうに、なぜこの負担金が補助金に変わっているのか。そういうふうなことについて、もう一度御説明いただければありがたいかなというふうに思います。よろしくお願いします。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）

西中議員の御質問にお答えいたします。

高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金につきましては、保険料の特例軽減措置ということで実施するための財源として交付されてきたものです。交付金は一たん基金に積み立てて実際に軽減措置に要する額を基金から財源として充当してきたところです。当該年度分ではなくて、前年度に翌年度分を交付されてきておりました。

しかしながら、平成 26 年の閣議決定において「経済財政運営と改革の基本方針 2014」というのにおきまして、基金は財政規律の観点から厳に抑制するという方針が出されております。それに基づきまして、厚生労働省もこれまでの基金事業から単年度の補助金事業へと転換したため、取り扱いが国庫負担金から国庫補助金に変わったものでございます。

ただし、補助金事業に変わりましたが、軽減措置に要する費用につきましては、これまでどおり国庫から全額補てんされることにかわりはありませんので、年度ごとに概算払い

を受け、その年に実際に軽減措置に要した額を財源として充当し、その結果、余剰があれば返還、不足があれば実不足額が追加支給されるということでございます。年度ごとにその精算を行い、その年度ごとに完結するという形に変わったものでございます。

○議長（宮武 博君）

はい、ありがとうございました。

○5番（西中 純一君）

はい、議長。

○議長（宮武 博君）

はい、5番、西中議員。

○5番（西中 純一君）

今言われたように、厚労省の考え方が変わったというふうに今おっしゃったと思う。非常に危険な状況だと思います。補助金をどんどん削って、かなり特例軽減をもうどんどんなしにしていこうという意向がこれはかなり見えてるというふうに思いますので、ぜひこういう問題については、そういうふうにならないように。これは平成26年度の議会でも多分私一般質問したと思う。ぜひその点について、今後どういうふうに動くのか、連合長として今後ぜひそういう意見、また軽減措置を継続していただきたいということを連絡会等で申し述べていただきたいと思います。見解を求めます。

○議長（宮武 博君）

はい、広域連合長。

○広域連合長（黒田 晋君）

西中議員の御質疑にお答えをさせていただきますけども、先ほどの一般質問でも申し上げましたように軽減措置等ですね、本当に激変緩和じゃなくて、根幹をなしてるようなものが大きく変更されることに対しては連合長を先頭に大変危惧をいたしておりまして、そうした継続的持続可能な運営を我々は求めていかないといけませんけども、ただしその中で大きな変化等々が出るような場合には、きちっとした説明や制度の確立を求めていきたいと思っておりますし、今後の協議会等でも、そうした懸念が地方においてあるということとはしっかりと申し上げてまいりたいと思っております。

以上お答えといたします。

○議長（宮武 博君）

よろしい。

○5番（西中 純一君）

はい、わかりました。ありがとうございました。

○議長（宮武 博君）

それでは以上で通告による質疑を終わりました。これをもって質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論の通告はございませんので、討論を終わります。

これより議案第13号及び議案第14号を採決いたします。

まず、議案第13号について採決いたします。

お諮りいたします。

議案第13号は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。よって、議案第 13 号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第 14 号について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 14 号は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮武 博君）

起立多数であります。よって、議案 14 号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

日程第 8 議案第 15 号「岡山県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例」

○議長（宮武 博君）

次に、日程第 8、議案第 15 号「岡山県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（黒田 晋君）〔登壇〕

ただいま上程いただきました議案第 15 号「岡山県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例」についてでございます。

この条例は、広域連合職員の人事行政に関して公表する事項を規定している条例です。

今回の条例改正は、地方公務員法の一部改正に伴い、任命権者の報告事項に「人事評価の状況」を加えるものです。

よろしく御審議を賜り御承認をいただきますようお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、ありがとうございました。

それでは、提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第 15 号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定をいたしました。

議案第 15 号について、質疑の通告はございません。これをもって質疑を終わり、討論に入ります。

討論の通告はございませんので、討論を終わります。

これより議案第 15 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。よって、議案第 15 号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第 9 議案第 16 号「岡山市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山市町村総合事務組合規約の変更について」

○議長（宮武 博君）

次に、日程第 9、議案第 16 号「岡山市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山市町村総合事務組合規約の変更について」を議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（黒田 晋君）〔登壇〕

ただいま上程いただきました議案第 16 号「岡山市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山市町村総合事務組合規約の変更について」でございますが、平成 28 年 3 月 31 日をもって総合事務組合から津山圏域東部衛生施設組合及び津山圏域西部衛生施設組合が脱退することを承認するとともに規約を改正するもので、地方自治法第 286 条第 1 項の規定に基づき、広域連合議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議を賜り御承認をいただきますようお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、ありがとうございました。

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第 16 号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定をいたしました。

議案第 16 号について、質疑の通告もございません。これをもって質疑を終わり、討論に入ります。

討論の通告はございませんので、討論を終わります。

これより議案第 16 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。よって、議案第 16 号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第 10 議案第 17 号「岡山県後期高齢者医療広域連合副 広域連合長の選任について」

○議長（宮武 博君）

次に、日程第 10、議案第 17 号「岡山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」を議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（黒田 晋君）〔登壇〕

ただいま上程いただきました議案第 17 号「岡山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」でございます。

副広域連合長につきましては、広域連合規約第 11 条第 1 項におきまして 2 人を置くこととなっておりますが、現在 1 人空席となっております。空席となっております副広域連合長として、鏡野町長でございます山崎親男氏を選任いたしたく提案させていただくものでございます。選任の御同意をいただきますようお願いを申し上げます。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、ありがとうございました。

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第 17 号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定をいたしました。

議案第 17 号について、質疑の通告もございません。これをもって質疑を終わり、討論に入ります。

討論の通告はございませんので、討論を終わります。

これより議案第 17 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。よって、議案第 17 号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第 1 1 議案第 1 8 号「岡山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」

○議長（宮武 博君）

次に、日程第 11、議案第 18 号「岡山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」を議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（黒田 晋君）〔登壇〕

ただいま上程いただきました議案第 18 号「岡山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」でございます。

監査委員につきましては、広域連合規約第 16 条第 1 項におきまして、2 人を置くこととされております。そのうち現在空席となっております連合議会議員から選出されます監査委員について、山野通彦氏を選任いたしたく提案させていただくものでございます。選任の御同意をいただきますようお願いを申し上げます。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、ありがとうございました。

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第 18 号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定をいたしました。

議案第 18 号について、質疑の通告はございません。これをもって質疑を終わり、討論に入ります。

討論の通告はございませんので、討論を終わります。

これより議案第 18 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。よって、議案第 18 号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

それでは、ここでしばらく休憩をいたします。

午後 2 時 31 分 休憩

午後 2 時 38 分 再開

○議長（宮武 博君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 1 2 発議第 1 号「岡山県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の議員報酬及び報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」

○議長（宮武 博君）

日程第 12、発議第 1 号「岡山県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の議員報酬及び報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提出議員から提出理由、内容の説明をお願いいたします。

16 番、杉本議員。

○16 番（杉本 美智子君）〔登壇〕

はい、16 番、杉本です。

発議第 1 号「岡山県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の議員報酬及び報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」。

上記の議案を別紙のとおり、岡山県後期高齢者医療広域連合議会会議規則（平成 19 年岡山県後期高齢者医療広域連合議会規則第 1 号）第 14 条第 1 項の規定により提出します。

平成 28 年 8 月 12 日。

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長、宮武博殿。

提出者、岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員、杉本美智子。

賛成者、岡山県後期高齢者医療広域連合議会、尾高誉久議員。

この際、提案理由を御説明申し上げます。

この改正案は、全員協議会に出席した場合も費用弁償として旅費の支給対象とするよう改正を求めるものです。

現在費用弁償として、公用車以外で議会に出席したとき、自家用車であれば 1 km 当たり 37 円、車賃が出ております。公共交通機関を使った場合は、その実費が支払われています。しかし、全員協議会は費用弁償として、この旅費の支給対象になっていません。全員協議会は議会運営を初め、議会内の調整のために大変重要な会議であると認識をしております。県内全域から出席する議員にとって数時間の全員協議会に出席するのも 1 日がかかりとなりますが、議員として出席しなければいけない会議なのですから、費用弁償として公用車以

外で全員協議会に出席した場合も旅費の支給はなされるべきであると考え、条例改正案を提出いたします。御賛同のほど、よろしくお願いいたします。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、ありがとうございました。

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

発議第1号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定をいたしました。

発議第1号について質疑を行います。

質疑の通告がございませんので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告があります。

17番、尾高議員。

○17番（尾高 誉久君）〔登壇〕

失礼いたします。美作市の尾高でございます。

発議第1号「岡山県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の議員報酬及び報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」についての賛成者としての賛成意見を申し上げます。

簡単に申しますと、全協7月26日ですか、行われた全協はまさに議会だと。常任委員会であると。また、議会運営委員会だと。全協のときに全てのものが決まってるということで、美作市の場合ですと事務局のほうから往復はがきが来たり、全協でそんなもの来りやしません。ファクス1枚来て、何日に議長が招集して何々するからという手続を踏むようなことはしません。ここの場合の全協はもう本当に細部にわたって細かいことを全部決めまして、ここになったときは、もう意見ないんですよ。全協そのものの位置づけは物すごく大事だということで、このことについて私は過去に費用をさかのぼってやってくれというようなことを言ってるわけじゃないんです。遡及措置をとってくれと言ってるわけじゃないんです。これからの後期高齢者の広域連合の委員会が存続するためには、このことが必要だということで、今までの議会でも通年月、某市長であったり、某町長がずっと休まれとんですよね。それでいて、年報酬として費用を弁償していると。私なんかここに来るまで半日かけてこのことをやるわけですけども、そのことについて非常に大事なことでと真面目に考えてやってたんですけども、全協のときにやったことが全てであって、その全協が認められなくて、この議会が大事なんだと。むしろ議会のほうが費用弁償なんか必要ないなと。全協が一番大事なんじゃないかという観点から私は賛成いたしました。

以上です。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

次に、羽場議員。

○18番（羽場 頼三郎君）〔登壇〕

それでは、発議第1号についての賛成意見を申し述べたいと思います。

私は2つあります。

1つは、岡山市などではこうした費用弁償が認められていないということがありますので、それに対するお考えがあるんじゃないかと思いますが、私に言わせれば、そうした各市のそうした費用弁償に関する考え方はいろいろあって、特に岡山市の場合は市域は広いんですが、そうはいっても市内に集まるのはそんなに難しくないということがありまして、そしてまた費用弁償に関する世間一般の批判というものもあって、現在は費用弁償を出しておりません。しかし、費用弁償というのはやはり必要だという意見もあるということは御指摘をしたいと思います。

そこで、そういう費用弁償そのものについての考え方と、そしてもう一つ、これからの今後のこの議会のあり方についてですが、現在も岡山市内の議員は、私は岡山市から来ておりますから、そんなに費用はかかりませんが、実際問題として県北の皆さんがここまで来ようとされると、先ほどの尾高議員にしても、また杉本議員にしてもそうなんですが、それなりに費用がかかっています。そのかかっている費用を弁償するというのは、これはもう本来のあり方ですので、私としては先ほど提案にありましたように、この議会を大切に思うんだったら、それに対する費用の弁償というのはきちりしたほうがいい。これが本来のあり方だと思いますので、この案には賛成したいと思います。ぜひ皆様方の御賛同をいただきたく思いますので、よろしく願いいたします。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、ありがとうございました。

以上で通告による討論は終わりました。これをもって討論を打ち切ります。

これより発議第1号を採決いたします。

発議第1号は起立により採決をいたします。

お諮りいたします。

発議第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮武 博君）

起立少数であります。よって、発議1号は否決されました。

日程第13 発議第2号「岡山県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の議員報酬及び報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」

○議長（宮武 博君）

次に、日程第13、発議第2号「岡山県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の議員報酬及び報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提出議員から提案理由、内容の説明をお願いいたします。

16番、杉本議員。

○16番(杉本 美智子君)〔登壇〕

はい、16番、杉本です。

発議第2号「岡山県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の議員報酬及び報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」。

上記の議案を別紙のとおり岡山県後期高齢者医療広域連合議会会議規則(平成19年岡山県後期高齢者医療広域連合議会規則第1号)第14条第1項の規定により提出します。

平成28年8月12日。

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長、宮武博殿。

提出者、岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員、杉本美智子。

賛成者、岡山県後期高齢者医療広域連合議会、羽場頼三郎議員。

この際、提案理由を御説明申し上げます。

現在、全員協議会、議会ともやむを得ず出席がかなわない議員が毎回複数人いる状態が数年にわたって続いています。中には1年間に一度も出席できなかった議員もおられます。しかし、そうした議員を含め、全員に条例に基づき議員報酬年額3万円が年に一度支払われています。この状態は全ての会議に出席した議員との間の公平性に欠けると考えます。出席したら出席した分だけの日額制の報酬にしたほうが公平であると考えますので、議員報酬を日額制にするよう条例改正案を提出いたします。

具体的には、議長は年額4万2,000円を日額1万500円に、副議長は年額3万6,000円を日額9,000円に、議員は年額3万円を日額7,500円に改めるものです。御賛同のほど、よろしく願いいたします。〔降壇〕

○議長(宮武 博君)

はい、ありがとうございました。

それでは、提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

発議第2号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮武 博君)

御異議なしと認めます。よって、さように決定をいたしました。

発議第2号について質疑を行います。

質疑の通告はございませんので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告があります。

2番、田辺議員。

○2番(田辺 昭夫君)〔登壇〕

発議第2号について討論を行います。

2,630億円を超える莫大な予算を審議する議会ですから、大変重要だということであり、今の提案は議会を活性化する必要があるということが趣旨だろうというふうに理解をいたします。ただ、出席するかしないかということ報酬を年額制から日額制に変えるということをもって何か議会が活性化するかというと、私はそれが本質的な問題とはちょ

つと違うというように思っております。やはり大事なことは、今この議会は実は18人でありまして、過去15人だったことがありまして、議論をして18人に増やしました。各いろんなところの都道府県の広域連合の議会を見てみますと、首長さんから出ていただかなくて、議員だけで構成している議会もあります。

私は今本質的な問題をいうと、各市町村長さん大変な激務の中でこうして来てくださっているわけでありまして、そういう意味でいいますと、議会のあり方そもそもが今の構成でいいのかということについて、やはり真剣な議論が必要だろうと。そういう意味では、市長会等でも協議もしていただいているようにお聞きしておりますし、同時に私はやはり議会構成そのものをもう一度改めて議論をすることが必要になる、それが本質的な議論が必要になるのではないかと。

例えば、水道議会なんかでは、私も南部水道議会に入っておりますけれども、これは昔は玉野市長それから岡山市長、倉敷市長が議員に出ていましたけれども、その3人がいること自身も困難だということもあって、もう二十数年前になります、市長は外れて、運営協議会というものをつくって、そのもとに議員は各議会から選ぶというふうに変更しております。そういうやり方もありますので、私は本質的な問題とすれば、やはり広域連合は執行部による運営協議会をつくるということ、議会は市町村の議員をもって構成する等々の検討をやはり全員協議会等々でしっかり議論するということが大事だというふうに思います。

よって、この発議については、申し訳ありませんが賛同することはできないというふうに思います。ただしかしながら、議会の活性化は必要だという趣旨でこの議案を準備されて提案されたことについては敬意を表したいというふうに思いますので、採択については棄権をさせていただきます。

以上です。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、ありがとうございました。

それでは、18番、羽場議員。

○18番（羽場 頼三郎君）〔登壇〕

私はこの発議第2号につきまして賛成の立場で討論をしたいと思っております。

私もまだこの議会に議員になってまだ1年ちょっとですね。ですけれども、この議会の様子を見ると、やはり議会本来のあり方といいますか、それぞれの地区を代表して意見が出たり提案が出たりするという、そういうのが本来の形だろうと思っております。見ていると、先ほどちょっと御指摘もありましたようですが、特に首長さんの役割というのが非常に私はこの議会の中でです、この議会の中での首長さんの役割というのがなかなか理解しにくい。そしてまた、この議会における出席率を考えてみますと、首長さんの忙しさは私もよくわかります。

ですから、逆に首長さんはここの場に来て議員という立場で発言するんじゃなくて、それぞれの行政を代表して発言される、行動される、これが本来のあり方だろうと思っておりますので、むしろこの議会においては、各議員ですね、各議会、市議会、町村議会、そういうところから選出されて、この場において議論する。これが本来のあり方じゃないかと思っております。首長さんの負担を軽減するためにも、この議会をあえて構成する必要はないという

のが基本的な考え方です。

そしてまた、この議会に出てる者としては、我々そうなんですが、議会に出て議員としての職責を果たそうという意味で、もちろんそういうふうに思ってください首長の方も多いんですが、しかしなかなかそうはいかないのが実情です。いかにそういうふうに思われても、現実問題としてはなかなかこの議会に出にくいというところがあります。それを見ても、やはりこの議会に参加して、そして発言なり提案をしたりするというのが本来のあり方であれば、それができる人というのは出席した人しかできませんから、そういう意味では出席した人に対して報酬を払うというのが本来のあり方だろうと思います。

私はそういう本来のあり方に戻すという意味で、普通の各議会とは違うんですね。各議会はそれなりにその間の活動があると思いますが、そうじゃなくて、この議会について言えば、そういった報酬のあり方も当然採用されるべきじゃないかと思いますので、この件については賛成をしたいと思っております。ぜひ議員の皆様方の御賛同をいただきたく思います。よろしく願いいたします。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、ありがとうございました。

以上で通告による討論は終わりました。これをもって討論を打ち切ります。

これより発議第2号を採決をいたします。

発議第2号は起立により採決をいたします。

お諮りいたします。

発議第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮武 博君）

起立少数であります。よって、否決されました。

閉会宣告

○議長（宮武 博君）

以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして岡山県後期高齢者医療広域連合議会平成28年8月定例会を閉会いたします。

本日は大変ありがとうございました。お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後2時57分 閉会

一般質問発言通告一覧表

順序	氏名	件名
1	羽場 頼三郎	○ジェネリック医薬品の利用推進について ○肝炎検査について ○がん検診について
2	西中 純一	○窓口負担割合引き上げの動向について ○特定健診の受診率向上について

議案質疑発言通告一覧表

議案番号	氏名	質疑内容
議案第14号	西中 純一	円滑運営臨時特例交付金の補助金転換について

討論発言通告一覧表

発議番号	氏名	討論内容
発議第1号	尾高 誉久	岡山県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の議員報酬及び報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について（賛成討論）
発議第1号	羽場 頼三郎	岡山県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の議員報酬及び報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について（賛成討論）
発議第2号	田辺 昭夫	岡山県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の議員報酬及び報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について（反対討論）
発議第2号	羽場 頼三郎	岡山県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の議員報酬及び報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について（賛成討論）

地方自治法第123条第2項の規定により、

本会議の顔末を証するため、ここに署名する。

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長

宮 武 博

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員

大 内 恒 章

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員

山 野 通 彦